

消費者保護関連法律の執行状況について

参考資料8

※消費者庁が所管・共管している法律のうち、取引・表示に関する法律を掲載。

法律名	府省庁名	制度の概要	権限の関係行政機関との分担・委任の状況	直近4年間(平成20～23年度)の法執行の実績 (処分、取締、勧告等(あれば)行政指導)の件数					法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態	
				平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
不当景品類及び不当表示防止法	消費者庁	<p>1 制度の概要</p> <p>不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)(以下「景品表示法」という。)は、不当な表示等による顧客誘引の防止を図るため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする法律である。概要は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 過大な景品提供の禁止(第3条) ○ 不当表示の禁止(第4条) <ul style="list-style-type: none"> ・ 優良誤認表示(第1項第1号)、有利誤認表示(第1項第2号)その他内閣総理大臣が指定する表示(第1項第3号)の禁止 ・ 不実証広告規制(第4条第2項) ○ 違反事業者に対する措置命令(第6条) ○ 違反調査のための報告の徴収及び立入検査等の権限(第9条) ○ 適格消費者団体の差止請求権(第10条) ○ 公正競争規約(業界の表示又は景品に関する自主ルール)の設定(第11条) ○ 内閣総理大臣からの権限の委任(第12条) ○ 措置命令違反に対する罰則(第15条) <p>2 景品表示法の主な改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 景品表示法の権限の一部を機関委任事務として都道府県知事に委任(昭和47年改正) ○ 都道府県知事が行う事務の自治事務への変更(平成11年改正) ○ 不実証広告規制の導入、都道府県知事による執行力の強化等(平成15年改正) ○ 消費者庁設置に伴う改正(平成21年改正) <p>3 表示規制に関連する主な告示、ガイドライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第4条第1項第3号に基づく主な告示 <ul style="list-style-type: none"> ・ 無果汁の清涼飲料水等についての表示(昭和48年公正取引委員会告示第4号) ・ 商品の原産国に関する不当な表示(昭和48年公正取引委員会告示第34号) ・ おとり広告に関する表示(平成5年公正取引委員会告示第17号) ・ 有料老人ホームに関する不当な表示(平成16年公正取引委員会告示第3号) ○ 主なガイドライン等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 比較広告に関する景品表示法上の考え方(昭和62年) ・ 不当な価格表示についての景品表示法上の考え方(平成12年) ・ 消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項(平成14年) ・ 不当景品類及び不当表示防止法第4条第2項の運用指針—不実証広告規制に関する指針(平成15年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県は、違反事業者に対して指示権限(第7条) ・ 当該事業者がその指示に従わないときなどの場合は、消費者庁長官へ措置請求(第8条) ・ 公正競争規約については、消費者庁長官及び公正取引委員会が認定する(第11条)。 ・ 調査権限を公正取引委員会に委任している(第12条)。 						<ul style="list-style-type: none"> ・ 景品表示法違反被疑案件については、原則として、一の都道府県内で行われている行為については都道府県が、複数の都道府県にまたがる案件又は全国的な案件は消費者庁が調査を行っており、この考え方にに基づき、消費者庁が都道府県において調査されることが適切と認められる端緒に接した場合は都道府県に通知し、都道府県が消費者庁において調査されることが適切と認められる端緒に接した場合は消費者庁に通知されている。 ・ 消費者庁は、都道府県に対し、都道府県が処理する事務について技術的な助言等を行っている。 ・ 公正取引委員会においては、消費者庁長官からの調査権限の委任に基づき、各地方事務所等が事案の調査を担当している。 	
				○消費者庁						
				・措置命令(第6条)	52件	12件	20件	28件		
(注)平成21年8月以前は公正取引委員会で行った排除命令件数										
○都道府県										
・指示(第7条)	21件	26件	36件	22件						
法執行実績の公表・広報状況				情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近4年間(平成20年度～23年度)の受付件数						
<p>個別の処分が行なわれた場合は内容を随時公表。件数などは毎年1回取りまとめて公表</p> <p>・個別処分についてはプレスリリースを配布</p> <p>・以下のアドレスにも随時掲載</p> <p><http://www.caa.go.jp/representation/index.html></p>				<p>体制の有無:有</p> <p>受付件数(情報受付)</p> <p>平成20年度: 2,000件</p> <p>平成21年度: 2,999件</p> <p>平成22年度: 3,718件</p> <p>平成23年度: 3,667件</p>						

法律名	府省庁名	制度の概要	権限の関係行政機関との分担・委任の状況	直近4年間(平成20～23年度)の法執行の実績 (処分、取締、勧告等(あれば)行政指導)の件数					法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態																						
				平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																								
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	農林水産省・消費者庁	<p>1. 制度の概要 (目的) 適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し、これを普及させることによって、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図るとともに、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによって一般消費者の選択に資し、もって農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与すること(第1条)</p> <p>JAS規格(日本農林規格) ・農林水産大臣は、農林物資の種類を指定して日本農林規格を制定する。(第7条) ・農林水産大臣は、JASマークを付すことができる農林物資の製造業者等の認定を行う「登録認定機関」の認定を行う。(第17条の2) ・農林物資の製造業者等は、登録認定機関からあらかじめ認定を受けて、JASマークを付すことができる。(第14条等) ・農林物資の製造業者が認定に基づかずにJASマークを付すことはできず、違反者には罰則が科される。(第18条等)</p> <p>品質表示基準 ・内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品の品質に関する表示の基準を定め、基準に沿った表示を義務付ける。(第19条の13) ・内閣総理大臣又は農林水産大臣は、品質表示基準に従わない事業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示を行うことができる。また、内閣総理大臣は、当該指示に従わない場合に、指示に係る措置を取るよう命令を行うことができ、当該措置命令に従わない場合には、罰則が科される。(第19条の14等)</p> <p>2. 品質表示基準の主な改正概要 昭和45年改正 ・品質表示基準の導入 平成11年改正 ・政令指定された品目に限っていた品質表示基準について、ほぼすべての食品に拡大(JAS法第19条の13第1項、第2項) 平成21年改正 ・品質表示基準について、消費者庁へ移管(第19条の13等)</p>	<p>・JAS法の品質表示基準に関する立入検査及び改善指示、措置命令等については、原則として、①県域業者(1つの都道府県の区域内のみに事業所等を有する事業者)に関しては、都道府県が、②広域業者(複数の都道府県に事業所等を有する事業者)に関しては、国が実施する(施行令第12条)。</p>						<p>○共通パンフレット等による普及活動 消費者庁及び農林水産省が合同でパンフレットを作成・普及 ○農林水産省と警察庁との連携 食品表示偽装対策に関する連携強化の申合せ、意見交換会の実施や個別事案の情報共有 ○食品表示連絡会議 消費者庁、警察庁及び農林水産省(オブザーバーとして厚生労働省)が、不適切な食品表示に関する監視を強化するために設置 ○食品表示監視協議会 国の出先機関と関係する都道府県の機関との連携強化</p>																						
		<p>○農林水産省</p> <table border="1"> <tr> <td>・指示(第19条の14第1項)</td> <td>41件</td> <td>31件</td> <td>24件</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>・命令(第19条の14第4項)</td> <td>2件</td> <td>1件</td> <td>—(権限なし)</td> <td>—(権限なし)</td> </tr> </table> <p>○消費者庁</p> <table border="1"> <tr> <td>・指示(第19条の14第1項)</td> <td>—</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>・命令(第19条の14第4項)</td> <td>—</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </table> <p>○都道府県</p> <table border="1"> <tr> <td>・指示(第19条の14第1項)</td> <td>77件</td> <td>60件</td> <td>46件</td> <td>31件</td> </tr> <tr> <td>・命令(第19条の14第4項)</td> <td>—</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>0件</td> </tr> </table>	・指示(第19条の14第1項)	41件	31件	24件	7件	・命令(第19条の14第4項)		2件	1件	—(権限なし)	—(権限なし)	・指示(第19条の14第1項)	—	0件	1件	0件	・命令(第19条の14第4項)	—	0件	0件	0件	・指示(第19条の14第1項)	77件	60件	46件	31件	・命令(第19条の14第4項)	—	0件
・指示(第19条の14第1項)	41件	31件	24件	7件																											
・命令(第19条の14第4項)	2件	1件	—(権限なし)	—(権限なし)																											
・指示(第19条の14第1項)	—	0件	1件	0件																											
・命令(第19条の14第4項)	—	0件	0件	0件																											
・指示(第19条の14第1項)	77件	60件	46件	31件																											
・命令(第19条の14第4項)	—	0件	1件	0件																											
		<p>法執行実績の公表・広報状況</p> <p>・個別に指示を行った場合に内容を随時公表 ・個別指示についてはプレスリリースを配布 ・以下のアドレスにも随時掲載 <http://www.caa.go.jp/foods/index.html> <http://www.maff.go.jp/j/jas/index.html></p>						<p>・情報・相談を受け付ける体制:有 ・直近4年間(平成20年度～23年度)の受付件数 消費者庁:—(法律ごとの件数を特段集計していない) 農林水産省:26千件(20年度)、27千件(21年度)、25千件(22年度)</p>																							
米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律	財務省・農林水産省・消費者庁	<p>制度の概要 本法律は、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的とする。 主な制度は以下のとおり ①取引等の記録の作成・保存(法第3条、第5条、第6条) 米穀等の取引等について、名称、産地、数量、年月日、取引の相手方の氏名、搬出入場所等の記録の作成・保存を義務付け。 ②産地情報の伝達(法第4条、第8条) 事業者間の取引及び一般消費者に対する販売・提供に際して、米穀等の原料米の産地情報の伝達を義務付け。</p>	<p>・酒類についての取引等の記録の作成・保存及び産地情報の伝達については財務大臣(国税庁長官)の専管。 ・一般消費者に対する産地情報の伝達については農林水産大臣と内閣総理大臣(消費者庁長官)が共管。 ・勧告、命令、立入検査に係る農林水産大臣の権限については地方農政局長等に委任、内閣総理大臣の権限については消費者庁長官に委任、財務大臣の権限については、国税庁長官・国税局長等に委任。 ・主たる事務所並びに事業場及び店舗が一の都道府県の区域内にある米穀事業者への権限行使は都道府県知事が行う。</p>					<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近4年間(平成20年度～23年度)の受付件数</p>																							
		<p>法執行実績の公表・広報状況</p>	<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近4年間(平成20年度～23年度)の受付件数</p> <p>・情報・相談を受け付ける体制:有 ・直近4年間(平成20年度～23年度)の受付件数 —(法律ごとの件数を特段集計していない)</p>																												

法律名	府省庁名	制度の概要	権限の関係行政機関との分担・委任の状況	直近4年間(平成20～23年度)の法執行の実績 (処分、取締、勧告等(あれば)行政指導)の件数					法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態
家庭用品品質表示法	消費者庁	<p>1. 制度の概要</p> <p>家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的としている。</p> <p>概要は、以下のとおり。</p> <p>○表示の標準(法第3条)</p> <p>家庭用品ごとに、①成分、性能、用途、貯法その他品質に関し表示すべき事項(「表示事項」)及び②表示方法等表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項(「遵守事項」)を定め、告示するものとする。</p> <p>○指示・公表(法第4条)</p> <p>表示事項を表示せず、遵守事項を遵守しない事業者に対して指示することができる。また、指示に従わない事業者は公表することができる。</p> <p>○消費者委員会への諮問(法第11条)</p> <p>表示の標準を定める等にあたっては、消費者委員会に諮問しなければならない。</p> <p>○報告の徴収、立入検査(法第19条)</p> <p>事業者に対する報告徴収や立入検査を行うことができる。</p> <p>2. 改正等の状況</p> <p>○地域主権戦略大綱(平成22年閣議決定)に基づく一括改正法(平成23年公布、平成24年施行)により、都道府県知事が処理する事務(指示、公表、申出受理・調査、立入検査、報告徴収)を市長に移譲することとした。(法律改正に伴い、政令、府令等を併せて改正)</p> <p>○浄水器項目の改正(雑貨工業品品質表示規程(告示)(平成23年改正)</p> <p>○テレビジョン受信機の「年間消費電力量」「区分名」の見直し(電気機械器具品質表示規程(告示)平成22年改正)</p> <p>○消費者庁設置に基づく改正(平成21年改正)</p> <p>○繊維製品に係る列記表示、JIS改正に伴うはっ水性表示等の見直し(繊維製品品質表示規程(告示)平成21年改正)</p> <p>○魔法瓶、革手袋、革衣料、なべ、湯沸かしの改正(雑貨工業品品質表示規程(告示)平成21年改正)</p> <p>○エアコン項目の改正(電気機械器具品質表示規程(告示)(平成21年改正)</p> <p>○湯たんぽの注意事項に関する改正(合成樹脂加工品品質表示規程(告示)平成21年改正)</p>	<p>○内閣総理大臣は、違反事業者(全ての業種)に対して指示・公表(法第4条)、申出受理・調査(法第10条)、立入検査・報告徴収(法第19条)する権限を有す。</p> <p>○経済産業大臣は、違反事業者(小売業者を除く)に対して指示(法第4条)、申出受理・調査(法第10条)、立入検査・報告徴収(法第19条)する権限を有す。また、指示に従わない違反業者があるときは、内閣総理大臣に対して公表の要請をすることができる。</p> <p>○都道府県知事又は市長は、違反事業者(小売業者に限る)に対して指示・公表、申出受理・調査、立入検査・報告徴収する権限を有す(法第24条に基づく施行令第4条)。</p>	平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度					違反対応に際し、経済産業省、都道府県と連携して実施している。
				○消費者庁					
				・指示(第4条)	—	7件	6件	4件	
・立入検査(第19条)	—	0件	0件	0件	0件	※21年度の「指示」の7件のうち5件は、経済産業省との共同の執行。			
○経済産業省(経済局を含む)									
・指示(第4条)	5件	5件	0件	3件					
・立入検査(第19条)	0件	0件	0件	0件					
※21年度の「指示」の5件は、消費者庁との共同の執行。									
○都道府県									
・指示(第4条)	0件	0件	1件	0件					
・立入検査(第19条)	4,374店舗	4,306店舗	4,085店舗	4,721店舗					
法執行実績の公表・広報状況				情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近4年間(平成20年度～23年度)の受付件数					
消費者安全法第13条第4項に基づく国会報告				<p>体制の有無:有</p> <p>受付件数</p> <p>平成21年度:625件</p> <p>平成22年度:2,258件</p> <p>平成23年度:3,219件</p>					

法律名	府省庁名	制度の概要	権限の関係行政機関との分担・委任の状況	直近4年間(平成20～23年度)の法執行の実績 (処分、取締、勧告等(あれば)行政指導)の件数					法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態
				平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
食品衛生法	厚生労働省・消費者庁	<p>(目的) 食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ること(第1条)</p> <p>(国、都道府県等の責務) 正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供、食品衛生関係施策の総合的・迅速な実施のための相互の連携等(第2条)</p> <p>(食品等事業者の責務) 安全性の確保に関する知識の習得、食品衛生上の危害の原因となった食品の廃棄、記録の保存等(第3条)</p> <p>(主な規制等) ・有毒、有害食品等の販売等の禁止(第6条) ・新開発食品の販売禁止(第7条) ・包括的輸入禁止措置(第8条) ・指定外添加物の使用等の禁止(第10条) ・食品、添加物、器具、容器包装の規格基準の設定(第11条) ・表示基準の策定(第19条) ・虚偽・誇大な表示・広告の禁止(第20条) ・おもちゃ等についての準用(第62条) ・違反者の名称等の公表(第63条) ・国民の意見の聴取、施策の実施状況の公表(第64条及び第65条)</p> <p>(主な改正) ・表示部分を消費者庁へ移管(平成21年)</p>	<p>【厚生労働省】 ○国(厚生労働省) ・指定外添加物の使用等の禁止(第10条) ・食品、添加物、器具、容器包装の規格基準の設定(第11条) ・監視指導指針の策定(第22条) ・輸入食品等監視指導計画の策定(第23条) ・違反者の名称等の公表(第63条) ・国民の意見の聴取、施策の実施状況の公表(第64条及び第65条)</p> <p>○国(検疫所) ・輸入食品の届出(第27条)</p> <p>○国(地方厚生局) ・総合衛生管理製造過程の承認(第13条) ・登録検査機関の登録(第33条) ・食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の登録(第49条)</p> <p>○都道府県、保健所設置市及び特別区 ・食品衛生監視指導計画の策定(第24条) ・報告徴収、検査、収去(第28条) ・監視指導の実施(第30条) ・都道府県による施設基準の制定(第51条) ・営業の許可(第52条) ・廃棄命令、処置命令(第54条) ・営業許可の取消し、営業の禁停止(第55条) ・保健所長による食中毒の調査及び報告(第58条)</p> <p>【消費者庁】 ○国(消費者庁) ・表示基準の制定(第19条) ・監視指導指針の策定(第22条) ・報告徴収、検査、収去(第28条) ・表示・広告に係る監視指導の実施(第30条) ・虚偽・誇大な表示・広告に対する廃棄命令、処置命令(第54条)</p> <p>○都道府県、保健所設置市及び特別区 ・食品衛生監視指導計画の策定(第24条) ・報告徴収、検査、収去(第28条) ・監視指導の実施(第30条) ・虚偽・誇大な表示・広告に対する廃棄命令、処置命令(第54条) ・営業許可の取消し、営業の禁停止(第55条)</p>	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		<p>○食品安全委員会 ・食品安全基本法(平成15年法律第48号)に基づき、食品安全行政においては、食品安全委員会がリスク評価を実施し、当該評価結果等に基づき、厚生労働省及び農林水産省等がリスク管理を実施する。 ・食品安全委員会は、食品の安全性に関する施策の決定に当たって科学的な評価を行い、それに基づき、関係大臣に対し勧告を実施する。</p> <p>○農林水産省 ・農林水産省はその所掌事務として「農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関すること(食品衛生に関すること及び環境省の所掌に係る農業の安全性の確保に関するものを除く。)」を実施することとされており、この観点から、厚生労働省とともに食品安全に関するリスク管理を担っている。 ・食品衛生法第12条に基づき、農薬等の成分である物質の量の限度を定めるときその他必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、農薬等の成分に関する資料の提供その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>○都道府県等 ・都道府県等は、地域の実情を踏まえ、都道府県等食品衛生監視指導計画に基づき、国内流通食品等の検査、食品等事業者の監視指導等を実施する。 ・都道府県知事等は、大規模な食中毒が発生した場合には、直ちに厚生労働大臣に報告しなければならず、これを受け、厚生労働省及び都道府県等において、連携の上、事案の解決を図ることとしている。</p> <p>○その他 ・リスクコミュニケーション 消費者庁、食品安全委員会、農林水産省及び厚生労働省が連携を図っており、他府省が企画する意見交換会にも参加している。 ・食品表示連絡会議 消費者庁、警察庁及び農林水産省(オブザーバーとして厚生労働省)が、不適切な食品表示に関する監視を強化するために設置。 ・食品表示監視協議会 関係する都道府県の機関と国の出先機関との間に設置。不適切な食品表示に関する情報共有、意見交換、迅速な処分等の必要な対応をとる。</p>
				<p>○厚生労働省</p> <p>・検査命令(第26条) 95,490件 110,308件 118,721件</p> <p>・モニタリング検査 83,951件 87,103件 88,788件</p> <p>○都道府県</p> <p>・収去(第28条) 153,975件 150,041件 146,267件</p> <p>・営業許可施設数(第52条)</p> <p>新規: 270,458件 264,503件 259,023件</p> <p>継続: 296,556件 277,595件 289,882件</p> <p>営業施設総数: 2,581,898件 2,563,113件 2,501,960件</p> <p>・物品廃棄命令(第54条) 52件 53件 36件</p> <p>・営業禁止命令(第55条) 190件 239件 147件</p> <p>・営業停止命令(第55条) 624件 733件 586件</p> <p>・改善命令(第56条) 56件 67件 54件</p> <p>・食中毒事案の報告件数(第58条) 1,369件 1,048件 1,254件</p> <p>○消費者庁</p> <p>・収去(第28条) — 0件 0件 0件</p> <p>・廃棄命令、処置命令(第54条) — 0件 0件 0件</p> <p>○都道府県</p> <p>・収去(第28条) — 26,852件 23,805件</p> <p>・物品廃棄命令(第54条) — 0件 0件</p> <p>・営業許可取消命令(第55条) — 0件 0件</p> <p>・営業禁止命令(第55条) — 5件 2件</p> <p>・営業停止命令(第55条) — 6件 1件</p>					
法執行実績の公表・広報状況				情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近4年間(平成20年度～23年度)の受付件数					
<p>○厚生労働省 公表・広報頻度: 輸入食品の違反があった場合及び新たに検査命令とする場合には随時公表 公表・広報手段: 上記についてはホームページに掲載するとともに、新たに検査命令とする場合はプレスリリースを配布 <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html></p> <p>○消費者庁 公表・広報頻度: 個別の処分が行なわれた場合は内容を随時公表。 公表・広報手段: 個別処分についてはプレスリリースを配布し、以下のアドレスに随時掲載 <http://www.caa.go.jp/foods/index.html></p>				<p>情報・相談を受け付ける体制: 有 直近4年間(平成20年度～23年度)の受付件数: — (法律ごとの件数を特段集計していない)</p>					

法律名	府省庁名	制度の概要	権限の関係行政機関との分担・委任の状況	直近4年間(平成20～23年度)の法執行の実績 (処分、取締、勧告等(あれば)行政指導)の件数					法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態	
				平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
健康増進法	厚生労働省・消費者庁	<p>1. 制度の概要 (目的) 国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ること。(第1条)</p> <p>(主な制度等) ・基本方針、都道府県健康増進計画等の策定(第7条等) ・国民健康・栄養調査等の実施(第10条) ・特別用途食品の表示に関する内閣総理大臣の許可制度(第26条) ・登録試験機関による許可試験の実施等(第26条等) ・栄養表示基準の設定(第31条) ・虚偽誇大広告等の禁止(第32条の2)</p> <p>(その他) (独)国立健康・栄養研究所は、第10条に規定する国民健康・栄養調査の集計事務を行うほか、登録試験機関と同様に、第26条第1項に規定する特別用途食品の許可に必要な試験(許可試験)を実施している。</p> <p>2. 主な改正 ・表示部分を消費者庁へ移管(平成21年)</p>	<p>【厚生労働省】 ○国(厚生労働省) ・基本方針の策定(第7条)</p> <p>○都道府県 ・都道府県健康増進計画の策定(都道府県)(第8条)</p> <p>○市町村(特別区を含む) ・市町村健康増進計画の策定(第8条)</p> <p>【消費者庁】 ○国(消費者庁) ・特別用途食品の表示に関する内閣総理大臣の許可(第26条) ・監視指導の実施(第27条等) ・栄養表示基準の設定(第31条) ・虚偽誇大広告等の禁止(第32条の2)</p> <p>○都道府県(保健所設置市、特別区を含む) ・監視指導の実施(第27条等)</p>						<p>○特別用途食品のうち特定保健用食品の許可を受けるに当たっては、食品安全委員会、及び消費者委員会新開発食品調査部会において、安全性、有効性及び表示に関する審査を経ることとされており、これらと密接に連携しながら審査を行っている。</p> <p>○国が特別用途食品等の収去を行うに当たっては、都道府県、保健所設置市等と連携し、収去対象食品の選定や収去結果に基づく指導等を行っている。</p> <p>○健康増進法に違反する虚偽誇大広告等の監視指導について、都道府県、保健所設置市及び特別区と地方厚生局との間で密接な連携を図るべき旨を「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)」に定めている。</p> <p>○効果的な保健指導等を行うため、国・都道府県・政令市・特別区の保健指導担当者間で迅速な情報の収集、伝達を行う体制を整備し、連携を図っている。</p>	
				特別用途食品(特定保健用食品を除く。)の表示許可件数(第26条)	27件	10件	11件	7件		
				特別用途食品(特定保健用食品)の表示許可件数(第26条)	99件	113件(内、移管後36件)	68件	61件		
				栄養表示食品収去件数(第32条)	99件	0件	0件	0件		
法執行実績の公表・広報状況				情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近4年間(平成20年度～23年度)の受付件数						
<p>・処分についてはプレスリリースを配布し、以下のアドレスに随時掲載 <http://www.caa.go.jp/foods/index.html></p>				<p>・情報・相談を受け付ける体制:有 ・直近4年間(平成20年度～23年度)の受付件数 —(法律ごとの件数を特段集計していない)</p>						
住宅の品質確保の促進等に関する法律	国土交通省、消費者庁	<p>○住宅の品質確保の促進等に関する法律は、 ・住宅の性能に関する表示基準及びこれに基づく評価の制度(※) ・住宅に係る紛争の処理体制 ・新築住宅の請負契約又は売買契約における瑕疵担保責任の特例等を定めることにより、住宅の品質確保の促進、住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図っている。</p> <p>(※)住宅性能評価 国土交通大臣の登録を受けた者(登録住宅性能評価機関)は、申請により、住宅性能評価(設計された住宅又は建設された住宅について、国土交通大臣及び内閣総理大臣が定める日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、国土交通大臣が定める評価方法基準に従って評価すること)を行い、一定の事項を記載した住宅性能評価書を交付することができる。</p>	<p>○委任の状況 登録住宅性能評価機関に対する適合命令、改善命令、報告徴収、検査等について地方整備局長等に委任している(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第125条)。</p>							
				登録住宅性能評価機関に対するもの						
				改善命令(第21条)	0件	1件	1件			
				立入検査(第22条)	88件	81件	92件			
法執行実績の公表・広報状況				情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近4年間(平成20年度～23年度)の受付件数						
<p>○公表・広報頻度 毎年1回取りまとめた公表 (個別の処分を行った際には、内容を随時公表)。 ○公表・広報手段 報道発表及びホームページへの掲載。</p>				<p>体制の有無:有 受付件数 平成20年度:33件 平成21年度:27件 平成22年度:23件 平成23年度:</p>						

法律名	府省庁名	制度の概要	権限の関係行政機関との分担・委任の状況	直近4年間(平成20～23年度)の法執行の実績 (処分、取締、勧告等(あれば)行政指導)の件数					法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態	
				平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度			
特定商取引に関する法律	消費者庁、経済産業省、物資等所管省庁 ※執行は消費者庁が一元的に実施	<p>【制度の概要】</p> <p>特定商取引に関する法律（以下、特定商取引法）は、訪問販売など消費者トラブルが生じやすい特定の取引類型※を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するための法律（旧称：訪問販売等に関する法律）</p> <p>※訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売の6類型</p> <p>【法律の内容】</p> <p>① 行政規制</p> <p>例えば以下のような行政規制が設けられている。法違反に対しては、指示命令、業務停止命令といった行政処分又は罰則の適用がある。</p> <p>(1) 氏名等の明示の義務づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勧誘開始前に目的や事業者名などを消費者に告げることを義務づけ <p>(2) 不当な勧誘行為の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不実告知（虚偽説明）、重要事項（価格・支払条件等）の不告知や威迫困惑を伴う勧誘行為を禁止 <p>(3) 広告規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告をする際は、重要事項を表示することを義務づけ ・虚偽・誇大な広告を禁止 <p>(4) 書面交付義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約締結時等に、重要事項を記載した書面を交付することを義務づけ <p>② 民事ルール</p> <p>行政規制とは別に、消費者自らが自力救済を図るために、消費者による契約の解除などの民事ルールが設けられている。</p> <p>(1)クーリング・オフ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約後一定の期間（8日間等）、冷静に再考して、無条件で解約することが可能 <p>(2)中途解約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定継続的役務提供・連鎖販売取引では、クーリング・オフに加えて、将来に向かって契約解除が可能 <p>【主な改正経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問販売、通信販売、連鎖販売を規制対象とする“訪問販売に関する法律”成立。なお、制定当初は政令指定の商品のみが規制対象（昭和51年） ・役務についても法の規制対象とする（昭和63年） ・電話勧誘販売を法の規制対象とする（平成8年） ・特定継続的役務提供を法の規制対象とする（平成11年） ・業務提供誘引販売を法の規制対象とする。”特定商取引に関する法律”に名称変更（平成12年） ・指定商品・役務制を撤廃し、原則全ての商品・役務を規制対象とすることのほか、各取引に係る規制を強化（平成20年） 	<p>・国（消費者庁長官・経済産業局長）と都道府県（知事）がともに、事業者に対する報告徴収・立入検査などの調査権限や処分権限を有しており、消費者庁・経済産業局は全国的に消費者被害が及んでいる事案などに対処し、県域内の事案については都道府県が地域の実情を踏まえて対処している。</p> <p>・消費者庁は、権限委任・指揮監督下にある経済産業局との密な連携の下、一体的に執行を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣の権限を消費者庁長官に委任する（法第67条第3項） ・消費者庁長官の権限の一部を経済産業局長に委任する（法第69条）。経済産業局長は、特定商取引法の執行について消費者庁長官の指揮監督を受ける（経産省設置法第12条） <p>・都道府県知事は、自治事務として、都道府県の区域内で行われる販売業務等による消費者被害に対し、調査・処分権限を有している（第68条）</p>	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		<p>・消費者庁は、権限委任・指揮監督下にある経済産業局との密な連携の下、一体となって執行を実施</p> <p>□特定商取引法の地方執行機関としての役割を担う経済産業局と消費者庁において「消費者庁/経済産業局長会議」を開催。消費者庁幹部と経済産業局長が集い、情報共有や意見交換を実施。</p> <p>・特に悪質な事案については警察への告発を行うなど、警察との連携強化を図っている。</p> <p>・国（消費者庁・経済産業局）や都道府県の過去の執行事例や調査中の事案などを「特商法・割戻法執行NET」に掲載し、国と都道府県との間で情報を共有。</p> <p>・消費者庁幹部と地方公共団体幹部の交流を図る場として、全国6ブロックで「消費者行政ブロック会議」を開催。当該会議において、法執行強化に向けた取組等について情報交換や意見交換を実施</p> <p>・ブロックごとに、消費者庁・各経済産業局と管轄都道府県の執行担当部署の責任者が、定期的に対面して、執行強化に向けた情報交換・意見交換を実施。</p>	
				○国による処分						
				・行政処分	37件	48件	53件	43件		
				○都道府県による処分						
・行政処分	104件	90件	135件	82件						
法執行実績の公表・広報状況				情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近4年間(平成20年度～23年度)の受付件数						
<p>○公表・広報頻度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分毎にHPIに掲載(都道府県についても各自自治体HP上に掲載) ・処分件数については毎月1回取りまとめHPIに掲載 <p>○公表・広報手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分についてはプレスリリースを配布。その後HPIに掲載。 ・以下のアドレスに随時掲載 <p><当庁HP> : http://www.caa.go.jp/trade/index.html</p> <p><消費生活安心ガイド> http://www.no-trouble.jp/#top</p>				<p>体制の有無:有</p> <p>○経済産業省消費者相談室及び各経済産業局での受付相談件数</p> <p>平成20年度:6,981件 平成21年度:6,958件 平成22年度:5,948件 平成23年度:4,734件</p> <p>○特定商取引法第60条の規定に基づく申出に係る相談件数</p> <p>平成20年度:394件 平成21年度:400件 平成22年度:485件 平成23年度:467件</p>						

法律名	府省庁名	制度の概要	権限の関係行政機関との分担・委任の状況	直近4年間(平成20～23年度)の法執行の実績 (処分、取締、勧告等(あれば)行政指導)の件数					法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態				
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律	総務省、消費者庁	<p><法の目的> 一時に多数の者に対してされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることにかんがみ、特定電子メールの送信の適正化のための措置等を定めることにより、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、もって高度情報通信社会の健全な発展に寄与する。</p> <p><法の主な概要> 1 広告宣伝メールの送信について、原則としてあらかじめ同意をした者に対してのみ送信を認める(オプトイン方式による規制)(第3条第1項) 2 表示義務(第4条) (広告宣伝メール中に、「送信者の氏名又は名称」等を表示) 3 送信者情報を偽った広告宣伝メールの送信禁止(第5条) 4 架空電子メールアドレスあての広告宣伝メールの送信の禁止(第6条)</p>	法律の共管部分(第3条、第4条、第5条、第7条、第8条及び第28条等)については、総務省と消費者庁が原則共同で実施。	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	<p>法制度を所管する総務省と直罰規定の適用を行う警察との間で必要な情報交換を実施。</p>					
				○総務省									
				・措置命令(第7条)	1件	6件	7件		10件				
○消費者庁					平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近4年間(平成20年度～23年度)の受付件数</p>				
・措置命令(第7条)	—	4件	7件	10件	(注)平成21年9月の消費者庁設置後は、すべて総務省・消費者庁が共同で命令を実施している。								
法執行実績の公表・広報状況					<p>個別の処分が行われた場合は内容を随時公表</p> <p>・個別処分についてはプレスリリースを配布 ・以下のアドレスにも随時掲載 <http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/m_mail.html> <http://www.caa.go.jp/trade/index.html#m03></p>								
特定商品等の預託等取引契約に関する法律	消費者庁	<p>【制度の趣旨】 この法律は、特定商品及び施設利用権の預託等取引契約の締結及びその履行を公正にし、並びに預託等取引契約にかかる預託者が受けることのある損害の防止を図ることにより、預託等取引契約にかかる預託者の利益の保護を図ることを目的とする。</p> <p>【制度の概要】 (1)書面の交付義務 ①契約締結前:契約のあらましと業者の業務・財産内容の概要書面 ②契約締結時:契約内容を明らかにした契約書面 (2)不当な勧誘の禁止 ①特定商品の価額、保有状況等重要事項の虚偽告知、不実の告知 ②威圧を交えた言動をもつての勧誘、契約解除の妨害 (3)書類の閲覧(業務及び財産の状況の備え置き3年間の義務) (4)契約の解除 ①クーリングオフ(契約後書面交付日から14日を経過するまで) ②中途解約(損害賠償額は契約額の10%以内) (5)監督 業務停止命令(1年以内)</p>	・当該法による内閣総理大臣の権限を消費者庁長官に委任する(法13条の2)	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	<p>体制の有無:有 ・特定電子メール法違反メールの転送受付通数 平成20年度:約1,300,000件 平成21年度:約1,900,000件 平成22年度:約3,200,000件 平成23年度: ・電話相談受付件数 平成20年度:約4,200件 平成21年度:約5,300件 平成22年度:約5,600件 平成23年度:</p>					
				・行政処分					0件	0件	0件	0件	
				法執行実績の公表・広報状況					<p>情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近4年間(平成20年度～23年度)の受付件数</p>				
					<p>・情報・相談を受け付ける体制:有 ・直近4年間(平成20年度～23年度)の受付件数 —(法律ごとの件数を特段集計していない)</p>								

法律名	府省庁名	制度の概要	権限の関係行政機関との分担・委任の状況	直近4年間(平成20～23年度)の法執行の実績 (処分、取締、勧告等(あれば)行政指導)の件数				法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態				
				平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度					
貸金業法	金融庁・消費者庁	<p>○ 貸金業を営む者についての登録制度(法第3条等)</p> <p>○ 貸金業を営む者について、その事業に対し必要な規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総量規制(法第13条の2等、18年改正) ・ 書面交付義務(法第17条等) ・ 取立規制(法第21条) 等 <p>○ 貸金業務取扱主任者の資格試験制度(法第24の7等、18年改正)</p> <p>○ 貸金業協会の認可制度(法第26条等、18年改正)</p> <p>○ 指定信用情報機関制度(法第41条の13等、18年改正)等</p> <p>(注)22年6月の完全施行の際に、利用者の目線に立った新たな施策を併せて実施(府令改正)</p> <p>【主な改正経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「貸金業の規制等に関する法律」成立(昭和58年) ・ 無登録業者の広告規制、罰則強化等(平成15年) ・ 総量規制の導入等、法律の名称を「貸金業法」に改正(平成18年) <p>※平成18年の貸金業規制法改正法により、出資法を改正し、上限金利の引き下げを行っている。</p>	<p>○ 一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置している貸金業者は、当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事が監督(法第3条等)</p> <p>○ 二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置している貸金業者は、内閣総理大臣が監督(法第3条等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣総理大臣は金融庁長官に権限を委任(法第45条) ・ 金融庁長官は財務局長等に貸金業者の監督権限を委任(令第6条) <p>○ 内閣総理大臣による命令に関して、一定の要件を満たす場合、消費者庁長官に協議又は消費者庁長官による意見具申(法第24条の6の3)</p>					<p>○ 貸金業法の円滑な施行等の観点から、国(財務局)と都道府県の間で貸金業監督者会議を開催しているほか、監督当局と警察当局の連携等の観点から、国(財務局)、都道府県、都道府県警で貸金業関係連絡会を開催。</p> <p>○ 国(財務局)が行った行政処分(21年11月、22年6月、23年4月)について消費者庁に対して事前協議を実施。</p> <p>○ 財務局登録業者に対する検査においては、毎事務年度の検査基本方針の策定等を金融庁が行う一方で、立入検査の実施、検査指導、検査結果の審査については、権限委任を受けている財務局が主として行っており、金融庁と財務局が連携して法執行を行っている。</p>				
				法執行実績の公表・広報状況					情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近4年間(平成20年度～23年度)の受付件数			
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政処分の公表 <p>国(財務局)が行政処分を行った場合、処分を行った財務局がその都度処分の内容をプレスリリースするとともに、当該財務局及び金融庁ウェブサイトにて公表。 <http://www.fsa.go.jp/news/index.html></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政処分事例集の公表 <p>国(財務局)が行った行政処分について、金融庁が処分の概要を一覧表にとりまとめ、四半期ごとにプレスリリースするとともに、金融庁ウェブサイトにて公表。 <http://www.fsa.go.jp/status/s_jirei/kouhyou.html></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸金業関係資料集の公表 <p>国(財務局)及び都道府県が行った行政処分について、金融庁が処分件数を取りまとめ、四半期ごとにプレスリリースするとともに、金融庁ウェブサイトにて公表。 <http://www.fsa.go.jp/status/kasikin/index.html></p>					<p>・ 体制の有無: 有(金融サービス利用者相談室)</p> <p>・ 受付件数</p> <p>平成20年度: 一件</p> <p>平成21年度: 一件</p> <p>平成22年度: 一件</p> <p>平成23年度:</p>			
割賦販売法	経済産業省・消費者庁	<p>・ 割賦販売法は、割賦流通秩序を確立し、割賦販売の健全な発展を確保することを目的に、信用購入あっせん業者に対する登録、割賦販売業者等に対する許可という事前規制を設けている</p> <p>・ 法律に規定のある政令の事項に係る制定若しくは改廃を行う場合は、消費経済審議会に諮問しなければならない(第36条)</p> <p>【改正の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前払式割賦販売業を登録制から許可制に変更(昭和43年改正) ・ 営業所以外の場所での割賦販売に係るクーリング・オフ制度の創設、適用範囲の拡大(ローン提携販売、前払式特定取引を追加)(昭和47年改正) ・ 割賦購入あっせんの書面交付義務の導入、抗弁権の接続に関する規定の創設、リボルビング方式に関する定義の創設(昭和59年改正) ・ 指定役務・指定権利を規制対象に追加(平成11年改正) ・ カードレス取引を規制対象に追加、業務提供誘引販売取引に対する消費者保護規定の適用(平成12年改正) ・ 連鎖販売取引に対する消費者保護規定の適用(平成16年改正) ・ 個別信用購入あっせん業者に対する登録制の導入、信用購入あっせん業者に対する支払能力調査の義務づけ、包括信用購入あっせん業者に対するクレジットカード情報の保護に必要な措置の義務づけ等(平成20年改正) 	<p>経済産業局に下記の権限を委任(第48条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信用購入あっせん業者の登録 ・ 割賦販売業者、信用購入あっせん業者等に対する報告徴収 ・ 信用購入あっせん業者、許可割賦販売業者等に対する立入検査 ・ 許可割賦販売業者等の営業保証金及び前受業務保証金の供託に関する届出 ・ 信用購入あっせん業者に対する改善命令、登録の取消し、業務停止命令 <p>都道府県は下記の事務を行うことができる(第47条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別信用購入あっせん業者に対する改善命令、業務停止命令、報告徴収、立入検査(個別信用購入あっせん業者の加盟店に対して、特定商取引法上の執行が行われる場合のみ) ・ 許可割賦販売業者等に対する報告徴収及び立入検査 <p>消費者庁の権限(第40条第2項、第4項、第6項、第41条第2項、第41条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可割賦販売業者、信用購入あっせん業者等に対する報告徴収 ・ 許可割賦販売業者、信用購入あっせん業者等に対する立入検査 <p>※ただし、許可割賦販売業者、信用購入あっせん業者等に対する報告徴収及び立入検査を行うにあたっては、経済産業大臣への事前協議が必要(第40条第13項、第41条第9項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業大臣への資料提供等の協力要請 <p>経済産業大臣による処分に関して、一定の要件を満たす場合、内閣総理大臣(消費者庁長官に権限委任)による意見具申(法第30条の5の3等)</p>					<p>・ 許可割賦販売業者、信用購入あっせん業者等に対する立入検査については、経済産業局又は都道府県においても行うことができる場合があり、必要に応じて合同で実施している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県が立入検査及び報告徴収を行った場合、経済産業大臣に報告しなければならない ・ 経済産業局と執行に関する会議を開催している ・ 消費者庁は、許可割賦販売業者、信用購入あっせん業者等に対する報告徴収及び立入検査を行うにあたっては、経済産業大臣へ事前協議しなければならない 				
				法執行実績の公表・広報状況					情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近4年間(平成20年度～23年度)の受付件数			
				<p>○ 公表・広報頻度</p> <p>処分ごとにHPで公表</p> <p>○ 公表・広報手段</p> <p>処分についてはプレスリリースを配布し、その後HPに掲載</p>					<p>【経産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体制の有無: 有(経済産業省消費者相談室) ・ 直近3年間の受付件数: 割賦関係※ 平成20年度: 999件 平成21年度: 1,180件 平成22年度: 1,360件 平成23年度: <p>※割賦関係とは割賦販売法にいう①割賦販売(自社割賦、信用購入あっせん及びローン提携販売を含み、前払式割賦を除く)、②クレジットカード全般の相談、③前払式割賦販売及び④前払式特定取引を言う。</p>			

法律名	府省庁名	制度の概要	権限の関係行政機関との分担・委任の状況	直近4年間(平成20～23年度)の法執行の実績 (処分、取締、勧告等(あれば)行政指導)の件数					法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態																										
宅地建物取引業法	国土交通省、消費者庁	<p>1. 法律の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引業者について免許制度を実施し、その事業に対して必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営と宅地建物の取引の公正を確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進し、購入者等の利益の保護と宅地建物の流通の円滑化を図ることを目的としている。(第1条) <p>2. 免許権者等</p> <p>①免許</p> <ul style="list-style-type: none"> 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する宅地建物取引業者については国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置する宅地建物取引業者については都道府県知事の免許が必要。(第3条) 免許の有効期間は5年であり、有効期間満了後も引き続き宅地建物取引業を営む場合は免許の更新が必要。 なお、都道府県知事が行う事務は自治事務である。 ※宅地建物取引業者数：125,832業者(平成22年度末) うち 国土交通大臣免許業者：2,124業者 都道府県知事免許業者：123,708業者 ※宅地建物取引業者の従業者数：約52万人 <p>②宅地建物取引主任者の資格試験、登録等</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引業者がその事務所ごとに一定数以上設置しなければならない「宅地建物取引主任者」に関し、都道府県知事は、その資格試験の実施、主任者の登録、主任者証の交付の事務を行っている。(第16条、18条、22条の2) 取引主任者証の有効期間は5年であり、有効期間満了後は更新が必要。 ※宅地建物取引主任者登録者数：888,097人(平成22年度末) <p>③国土交通大臣のその他の関与</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣は、免許・監督の他、宅地建物取引業者の業務に関して購入者等の利益の保護と宅地建物の流通の円滑化を図る観点から設けられている関係機関(指定流通機構、指定保証機関、指定保管機関、宅地建物取引業保証協会等)の指定等を行う。 <p>3. 業務に関する主な規制</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政上の義務に関する規定のほか、取引条件や契約内容の適正化を図るための私法上の効力に関する規定(民法の特例)を定めている。 <行政上の義務に関する規定> <ul style="list-style-type: none"> 事務所等における専任の取引主任者の設置(第15条) 営業保証金の供託(第25条) 契約締結前における重要事項の説明(第35条) 契約に係る書面の交付(第37条) 広告規制(誇大広告等の禁止(第32条)、広告開始時期の制限(第33条)) その他禁止事項(重要事項不告知等の禁止(第47条)等)等 <私法上の効力に関する規定> <ul style="list-style-type: none"> 瑕疵担保責任に係る特約の制限(第40条) 手付金等の制限(第39条) クーリング・オフ(第37条の2) 報酬額の制限等(第46条)等 <p>4. 監督措置、罰則</p> <p>下記の場合に国土交通大臣又は都道府県知事が行政上の処分を行うほか、法律の規定に違反した者等に対する罰則規定が定められている。</p> <p><指示処分></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務に関し取引の関係者に損害を与えたとき、又はそのおそれが大であるとき 業務に関し取引の公正を害する行為をしたとき、又はそのおそれが大であるとき。 法律の規定に違反したとき 等 <p><業務停止処分></p> <ul style="list-style-type: none"> 法律の規定に違反したとき 指示に従わないとき 処分の内容に違反したとき 不正又は著しく不当な行為をしたとき 等 <p><免許取消処分></p> <ul style="list-style-type: none"> 免許の欠格要件に該当することとなったとき 不正の手段で免許を取得したとき 法律の規定に違反し、その情状が特に重いとき 等 <p>5. 主な改正経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> 法の制定(知事の登録制)(昭和27年) 事務所への専任の取引主任者の設置、営業保証金の供託の義務付け(昭和32年) 登録制から免許制への変更(昭和39年) 重要事項説明、契約書面交付の義務化(昭和42年) 瑕疵担保責任の特約の制限等の契約内容の適正化、手付金保全措置の義務化(昭和46年) 取引主任者制度の整備、媒介契約の内容の書面交付義務化、クーリング・オフ制度の創設(昭和55年) 専属専任媒介契約に関する規制(昭和63年) 媒介契約制度の改正、指定流通機構の整備(平成7年) 	<p>○国土交通大臣の下記の権限を地方整備局長及び北海道開発局長に委任している。(第78条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引業の免許(第3条) 指示処分・業務停止処分(第65条) 免許の取消し(第66条) 指示処分・業務停止処分をしようとする場合の聴聞(第69条) 指導、助言及び勧告(第71条) 報告の聴取及び立入検査(第72条) 等 <p>○一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置する宅地建物取引業者については、当該都道府県の知事が上記の事務を行う。(自治事務)</p> <p>○国土交通大臣による処分に関して、一定の要件を満たす場合、内閣総理大臣(消費者庁長官に権限委任)による意見具申等(法第71条の2等)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・立入検査(第72条)</td> <td>1,650箇所</td> <td>1,800箇所</td> <td>1,919箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・指導、助言及び勧告(第71条)</td> <td>1,201件</td> <td>1,034件</td> <td>1,048件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・指示処分(第65条第1項、第3項)</td> <td>120件</td> <td>104件</td> <td>79件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・業務停止処分(第65条第2項、第4項)</td> <td>86件</td> <td>64件</td> <td>67件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・免許取消処分(第66条、第25条第7項、第)</td> <td>176件</td> <td>212件</td> <td>228件</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1)上記件数は、国土交通省及び都道府県が行った監督処分等の合計</p> <p>※2)立入検査については、毎年11月に実施している全国一斉調査における実績(業者数ではなく、調査した事務所及び分譲地の箇所数として計上。)</p>		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	・立入検査(第72条)	1,650箇所	1,800箇所	1,919箇所		・指導、助言及び勧告(第71条)	1,201件	1,034件	1,048件		・指示処分(第65条第1項、第3項)	120件	104件	79件		・業務停止処分(第65条第2項、第4項)	86件	64件	67件		・免許取消処分(第66条、第25条第7項、第)	176件	212件	228件		<p>○国土交通大臣が、重要事項の説明等の規定に違反し行政処分を行う際(宅地建物取引業者の相手方が消費者の場合に限る)には、あらかじめ、消費者庁に協議を実施。</p>
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度																															
・立入検査(第72条)	1,650箇所	1,800箇所	1,919箇所																																
・指導、助言及び勧告(第71条)	1,201件	1,034件	1,048件																																
・指示処分(第65条第1項、第3項)	120件	104件	79件																																
・業務停止処分(第65条第2項、第4項)	86件	64件	67件																																
・免許取消処分(第66条、第25条第7項、第)	176件	212件	228件																																
法執行実績の公表・広報状況				情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近4年間(平成20年度～23年度)の受付件数																															
<p>○宅地建物取引業者数及び監督処分等の件数については、毎年、1回、ホームページで公表。</p> <p>○業務停止命令や免許取消処分等を行った場合、公告(主務大臣は官報に、都道府県知事は各公報)する。</p>				<p>体制の有無:有</p> <p>受付件数</p> <p>平成20年度:—</p> <p>平成21年度:—</p> <p>平成22年度:—</p> <p>平成23年度:</p>																															

法律名	府省庁名	制度の概要	権限の関係行政機関との分担・委任の状況	直近4年間(平成20～23年度)の法執行の実績 (処分、取締、勧告等(あれば)行政指導)の件数					法執行における、関係行政機関(関係省庁・取締機関・地方支分部局・地方公共団体等)との連携の実態												
旅行業法	観光庁、消費者庁	<p>旅行業法は、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図るため、旅行業等を営む者についての登録制度、旅行者の取引条件の説明や書面の交付に係る義務等の個別取引の行為規制、旅行業協会の業務等について規定している。</p> <p>○旅行者等の登録(第3条等) ○営業保証金(第7条等) ○個別取引の行為規制 ・料金の揭示(第12条) ・旅行業約款(第12条の2) ・取引条件の説明(第12条の4) ・書面の交付(第12条の5) ・企画旅行の広告(第12条の7) ・誇大広告の禁止(第12条の8) ・標識の揭示(第12条の9) ・企画旅行の円滑な実施のための措置(第12条の10) ・旅程管理業務を行う者(第12条の11) ・禁止行為(第13条) ○旅行業協会の適正な活動の促進(第22条の2等)</p> <p>【主な改正経緯】 ・「旅行業あつ旋業法」成立(昭和27年) ・法律の名称を「旅行業法」に改正、旅行業の登録種別、旅行業協会の指定等(昭和46年) ・主催旅行に関する規定の創設、不健全旅行への関与の禁止等(昭和57年) ・登録制度の改正、主催旅行を中心とした消費者保護のための規定の強化等(平成7年) ・定義の新設、旅行業務取扱主任制度の見直し、旅行者等の規制強化等(平成15年)</p>	<p>○第二種旅行業、第三種旅行業及び旅行者代理業に係る権限については、観光庁長官から主たる営業所を管轄する都道府県知事に委任されている。</p> <p>○観光庁長官による命令に関して、一定の要件を満たす場合、消費者庁長官による意見具申等(法第18条の3等)</p>		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	<p>立入検査については、観光庁と地方運輸局が連携して実施 観光庁長官が、取引に係る行為規制に関する規定に違反した旅行者等に対して、行政処分を行う際には、あらかじめ、消費者庁長官に協議を実施</p>												
				・立入検査	92件	86件	51件			・業務改善命令	1件	—	—		・業務停止	1件	—	1件		・行政指導	—
		法執行実績の公表・広報状況		情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近4年間(平成20年度～23年度)の受付件数																	
		<p>文書による行政指導や行政処分を行った場合は、ホームページ等で公表を行うこととしている。 ※行政処分等を行った場合は、以下のアドレスに随時掲載。 <http://www.mlit.go.jp/kankochou/ryoko_info.html></p>		<p>体制の有無:有 受付件数(旅行業協会) 平成20年度:6,489件 平成21年度:6,004件 平成22年度:5,756件 平成23年度:</p>																	
消費者契約法	消費者庁、法務省	<p>・消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の行う一定の不当な行為について契約を取消又は無効とすることができることを定め、消費者の利益の擁護を図る。</p> <p>・内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、消費者契約法上の不当行為及び景品表示法における不当表示、特定商取引法における不当行為に関して、事業者等に対し差止請求をすることができることを定め、消費者被害の未然防止、拡大防止を図る。</p> <p>(規定の内容)</p> <p>○不当な勧誘 ・不実告知(第4条第1項第1号) ・断定的判断の提供(第4条第1項第2号) ・不利益事実の不告知(第4条第2項) ・不退出(第4条第3項第1号) ・退出妨害(第4条第3項第2号)</p> <p>○不当な契約条項 ・事業者の損害賠償責任を免除する条項(第8条) ・消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等(第9条) ・消費者の利益を一方的に害する条項(第10条)</p> <p>○消費者団体訴訟制度</p> <p>(主な改正経緯) ・消費者団体訴訟制度を導入(平成18年) ・消費者団体訴訟制度の景品表示法・特定商取引法への拡充(平成20年)</p>	・該当なし		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	<p>(いずれも適格消費者団体の認定・更新等に係るもの) ・経済産業大臣への意見聴取(第15条第2項) ・警察庁長官への意見聴取(第15条第3項) ・経済産業大臣及び警察庁長官による内閣総理大臣への意見(第38条)</p>												
				・適格消費者団体の認定(第13条)	2件	1件	1件	1件		・適格消費者団体の認定の有効期間の変更	—	—	5件	1件	・適合命令及び改善命令(第33条)	0件	0件	0件	0件	・認定の取消し(第34条)	0件
		法執行実績の公表・広報状況		情報・相談を受け付ける体制の有無及び直近4年間(平成20年度～23年度)の受付件数																	
		<p>・認定・更新等の個別処分が行われた場合は、随時公表。 ・認定・更新等の個別処分について官報に掲載。 ・消費者庁HPにも随時掲載。 <http://www.caa.go.jp/planning/index.html#m02></p> <p>・認定・更新等の個別処分が行われた場合は、随時公表。 ・認定・更新等の個別処分について官報に掲載。 ・消費者庁HPにも随時掲載。 <http://www.caa.go.jp/planning/index.html#m02></p>		<p>【参考】 ○適格消費者団体による差止請求に関する訴え 平成20年度:5件 平成21年度:1件 平成22年度:9件 平成23年度:7件</p> <p>○適格消費者団体が申入れを行った事業者数 平成20年度:34社 平成21年度:33社 平成22年度:56社 平成23年度:44社</p>					<p>相談等受付専用の窓口は設置していないが、適格消費者団体や適格認定を目指す消費者団体からの問合せ及び一般からの法令解釈に係る問合せ等には適宜対応している。</p>												